

障害児通所支援事業所における安全対策支援事業実施要綱

4 福保障施第 2532 号

令和 5 年 1 月 23 日

一部改正 6 福祉障施第 805 号

令和 6 年 6 月 21 日

(目的)

第 1 条 障害児通所支援事業所における安全対策支援事業（以下「本事業」という。）は、障害児通所支援事業所に通所する児童の安心・安全確保の取組を推進することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

(事業内容)

第 3 条 都は、子供の置き去り等の事故防止として、障害児通所支援事業所が以下の事項を実施する場合、別に定めるところにより、必要な経費を予算の範囲内で補助する。

- (1) 施設外及び施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止の対策
- (2) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、本事業を実施するに当たり必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 4 年 12 月 15 日から適用する。ただし、第 3 条第 1 号アの規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。